

別表（第2、第3関係）

事業区分	1 種目	2 基準額	3 対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	(1)新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品	1床当たり133,000円	初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
	(2)人工呼吸器及び付帯する備品	5,000,000円×知事が必要と認めた台数	
	(3)個人防護具	3,600円×知事が必要と認めた人数分	
	(4)簡易陰圧装置	4,320,000円×知事が必要と認めた病床数	
	(5)簡易ベッド	51,400円×知事が必要と認めた台数	
	(6)体外式膜型人工肺及び付帯する備品	21,000,000円×台数	
	(7)簡易病室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額	
(2)帰国者・接触者外来等設備整備事業	(1)HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり905,000円	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
	(2)HEPA フィルター付パーテーション	205,000円×知事が必要と認めた台数	
	(3)個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)	3,600円×知事が必要と認めた人数分	
	(4)簡易ベッド	51,400円×知事が必要と認めた台数	
	(5)簡易診療室及び付帯する設備	知事が必要と認めた額	
(3)医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	多言語の看板、電光掲示板等及び付帯する備品	1施設当たり1,083,000円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合には1か所に限り429,000円を加算	備品購入費、補助及び交付金
(4)新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	(1)超音波画像診断装置	11,000,000円×知事が必要と認めた台数	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
	(2)血液浄化装置	6,600,000円×知事が必要と認めた台数	
	(3)気管支鏡	5,500,000円×知事が必要と認めた台数	

	(4)CT撮影装置等(画像診断支援プログラムを含む)	66,000,000 円×知事が必要と認めた台数	
	(5)生体情報モニタ	1,100,000 円×知事が必要と認めた台数	
	(6)分娩監視装置	2,200,000 円×知事が必要と認めた台数	
	(7)新生児モニタ	1,100,000 円×知事が必要と認めた台数	
(5)新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保に係る設備整備等事業	(1)新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品	1床当たり 133,000 円	需用費(消耗品費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
	(2)個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)	3,600 円×知事が必要と認めた人数分	
	(3)簡易陰圧装置	4,320,000 円×知事が必要と認めた病床数	
	(4)簡易ベッド	51,400 円×知事が必要と認めた台数	
	(5)簡易診療室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額	
	(6)HEPA フィルター付き空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)	1施設当たり 905,000 円	
	(7)HEPA フィルター付パーテーション	205,000 円×知事が必要と認めた台数	
	(8)消毒経費	知事が必要と認めた額	
	(9)救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品	1施設当たり 300,000 円	
	(10)周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器	1,500,000 円×知事が必要と認めた台数	
(6)感染症検査機関等設備整備事業	(1)次世代シークエンサー	知事が必要と認めた額	使用料及び賃借料、備品購入費
	(2)リアルタイムPCR装置(全自動PCR検査装置を含む)		
	(3)等温遺伝子増幅装置		
	(4)全自動化学発光酵素免疫測定装置		